

新潟市新津地区勤労青少年ホーム 事業計画書（詳細）

1 団体概要

- 1 新津東部コミュニティ協議会は、新津第二小学校区の自治会・町内会及び関係諸団体等から選出された代表者により構成し、その運営についても民主的に行うものとする。
- 2 新津東部コミュニティ協議会は、事務所を新津地区勤労青少年ホーム内に置く。
- 3 新津東部コミュニティ協議会は、新津第二小学校区の住民が、日常生活の場である地域社会の環境整備と新しい地域的な連帯感に基づく活動を通じて、地域のコミュニティ活動を振興し、快適で安全な地域社会を目指すことを目的とする。
- 4 目的達成のため、次の活動を行う。
 - （１）新潟市新津地区勤労青少年ホームの維持管理及び運営に関すること
 - （２）コミュニティ活動の推進に関すること
 - （３）その他、本会の目的達成に必要な事業
- 5 役員構成は、別紙「役員名簿」のとおりとし、その任期は２年とする。
- 6 新津東部コミュニティ協議会に係る経費のうち勤労青少年ホームの事業及び運営に係る経費は、新潟市からの指定管理料及びその他の収入をもって充てる。

2 基本方針

- 1 地域住民の連帯感と健康増進に努め、コミュニティ活動の発展・振興を図る。
- 2 新潟市新津地区勤労青少年ホームの利用者が、施設を等しく利用できるように努める。
- 3 新潟市新津地区勤労青少年ホームを事業計画に沿って適正に管理するとともに、地域との交流促進を図る。

3 施設管理業務

1 日常業務

(1) 施設の維持管理に関する業務

- ① 新津地区勤労青少年ホームの施設及び設備等の維持管理。
- ② 開錠、施錠（夜間は機械警備）等の管理
- ③ 建物、設備及び物品等の管理保全
- ④ 室内及び敷地内の整理整頓、清掃、安全点検

(2) 利用の受付及び利用の許可に関する業務

- ① 利用（予約を含む）受付及び利用許可書の発行
- ② 使用料金の領収、免除
- ③ 来館者の確認、利用人数の記録
- ④ 利用日誌の作成
- ⑤ 利用者のトラブルに関して、公平な立場での対応
- ⑥ 個人情報の保護を徹底
- ⑦ 利用者への適正利用の指導
- ⑧ 新津地区勤労青少年ホーム条例で定める規定による退去等の命令

2 月間業務

次の事項について、秋葉区地域総務課に報告する。

- ① 1ヶ月ごとの予算執行状況
- ② 利用の許可及び利用状況
- ③ 屋内外施設の不備等

3 年間業務

- ① 委託期間終了後、速やかに収支決算書・事業報告書を作成し、秋葉区地域総務課へ報告する。
- ② 定期的に職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める。
- ③ 施設の管理運営会議を年6回開催し、より良い管理運営体制の構築を図る。
- ④ 問題が生じた場合は、適宜管理運営会議を開催し、問題の早期解決に努める。
- ⑤ 休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受ける。
- ⑥ その他、施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。

4 事業計画

新津東部コミュニティ活動の拠点施設とし、地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりを推進する場となり、利用者のさらなる拡大を図るため、次の事業を着実かつ計画的に実施していく。

- (1) 「2 基本方針」に基づき、「3 施設管理業務」を適正に実施
- (2) 「5 自主事業計画」の実施
- (3) 「コミ協だより」で施設をPR

5 自主事業計画

次に掲げる主催事業を開催し、施設を生かした事業に取り組み、地域住民との交流を促進する。

- (1) まちづくりセンターとしての機能の充実
 - ・休日に子どもたちが集まり遊ぶ居場所づくりの事業を実施し、交流等を図る。
- (2) 関係機関・団体等との連携
 - ・子どもたちの健全育成及び親を含む大人たちの情報共有を図る事業を行い、学校や地域で活動する方との連携を図る。

6 サービス向上に向けた取組

- (1) 利用者ニーズの把握に努め、利用者の声に積極的に耳を傾ける。
- (2) 秋葉区を中心に他のコミュニティセンター等との連携を図り、積極的な情報交換を行う。
- (3) 定期的に職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める。
- (4) 新津地区勤労青少年ホームの利用者の拡大を図るため、ホームページやコミ協だよりなどを活用したPR活動に積極的に取り組む。

7 要望・苦情への対応

- 1 館内に利用者アンケート用紙を常設し、利用者の要望や苦情の把握に努め、利用者の声に積極的に耳を傾ける。また、アンケート結果については、年度ごとに集計し館内に掲示する。
- 2 利用者の要望や苦情に適切に対応するとともに、必要に応じ秋葉区地域総務課へ報告する。

8 経費削減

施設の管理運営が公費で賄われていることを十分に認識し、次のことに留意しながら経費の削減に努める。

- (1) 節水や必要のない箇所の電灯は消灯する。
- (2) 空調の温度管理を適切に行う。
- (3) 裏紙の再利用など消耗品の消費を抑える。

9 安全確保・災害時の対応

- 1 施設内の日常的な巡回と定期的な安全点検により事故防止に努める。
事故が発生した場合は、所定の緊急連絡網により、速やかに役員への報告・伝達を行う。また、事故の大小にかかわらず、秋葉区地域総務課への報告を適切に行う。
- 2 災害が発生した場合、「危機発生時対応マニュアル」に従い、利用者の安全を確保する。
- 3 災害発生時には、施設が新潟市の避難所に指定されていることを十分に理解し、新潟市と協力して避難住民への対応にあたる。
- 4 新潟市または他都市での災害発生時あるいは発生するおそれがある場合、新潟市から協力を要請されたときは要請に基づいて対応する。
- 5 職員に対する危機発生時対応に関する研修等を年1回以上行い、必要に応じて避難訓練等を実施する。

10 組織・人員体制及び雇用・労働条件

新津東部コミュニティ協議会は「労働関係法令」を踏まえ、次のとおり管理運営を行う。

- (1) 新津東部コミュニティ協議会が、職員（管理人5名、清掃員1名）を雇用する。その際、管理人5名のうち、女性を少なくとも1名は雇用する。
- (2) 管理人は早番・遅番でシフトを組んで勤務する。（常時1名勤務）
- (3) 雇用・労働条件は、次のとおり。
 - ① 休日：毎週1日以上の日を与える。
 - ② 賃金：1時間当たり940円とする。
 - ③ 時間外勤務手当：時間外勤務発生時に、時間外勤務手当を関係法令

に基づき支払う。

- ④ 年次有給休暇：関係法令に基づき年次有給休暇を与える。
- ⑤ 保険等：労働保険に加入する。

1 1 個人情報保護等に対する取組

- 1 個人情報保護に関する法令や労働関係法令等を遵守する。
- 2 個人情報は「個人情報保護マニュアル」に従って取り扱う。
- 3 職員に対し、個人情報保護に関する研修を年1回以上行い、個人情報保護について業務従事者に徹底させる。

1 2 地域貢献活動

新津東部コミュニティ協議会は、新津第二小学校区の各種地域活動に協力する。

- (1) 新津東部コミュニティ協議会主催事業の施設提供
- (2) 市立学校、福祉団体、PTA関係団体主催事業の施設提供

1 3 ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組

- 1 管理運営にあたって、職員の多様な視点や意見を反映していくため、日常的に情報や意見交換の場を設ける。
- 2 特定の職員に仕事量が偏らないように、シフトを組む。
- 3 年次有給休暇を有効に取得するよう働きかける。

1 4 各種ハラスメント防止への取組

- 1 ハラスメント防止のための方針の明確化とその周知を行う。
- 2 必要に応じてハラスメントの事例を取り上げ、ハラスメント防止への取組に対する意欲と関心を高める。
- 3 ハラスメントに関する相談窓口を会長と定め、職員に周知し、事案によっては、所管課である秋葉区地域総務課担当者へも相談を可能とする。
- 4 ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応をとる。